

(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画 概要版(原案)



第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

平成27年3月策定の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」「(同)実施プラン」が令和7年度末で終期を迎える。本計画は、「基本ビジョン」「実施プラン」を、令和5年12月に策定された第4期滋賀県教育振興基本計画に準じて見直しを行い、成果と課題を踏まえ、重なる部分を整理し、1つの計画として策定する。

2 計画の位置づけ

滋賀県教育振興基本計画を上位計画とし、すべての学校園等における特別支援教育に関する基本的な計画とする。

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とする。

第2章 滋賀のめざす特別支援教育

1 基本理念

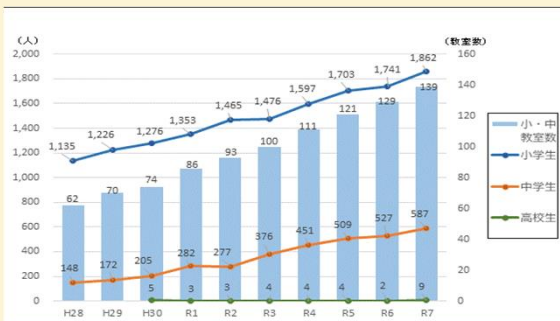
障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

2 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

通級による指導を受けている児童生徒数と
小・中学校通級指導教室数の推移



本県における課題

すべての学校園において

- 切れ目ない支援の引き継ぎ
- 関係機関と連携した活用
- 授業のUD化、ICTの活用

- 組織的な支援体制
- 専門性の向上
- 多様な学びの機会

- 市町の就学先決定の仕組みづくり
- 適切な情報提供
- 早期からの適切な支援

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

特別支援学校
16校 2,416人

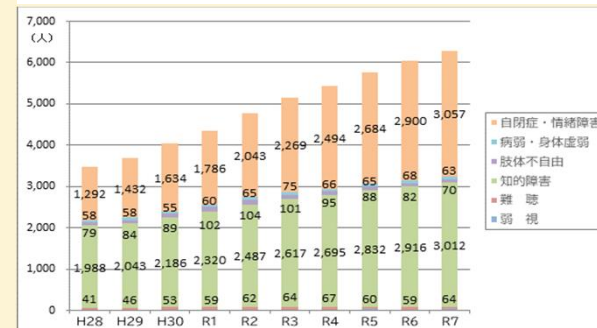
特別支援学級
小学校 870学級
中学校 368学級
6,290人

専門的な指導・支援への評価
保護者の期待の高まり

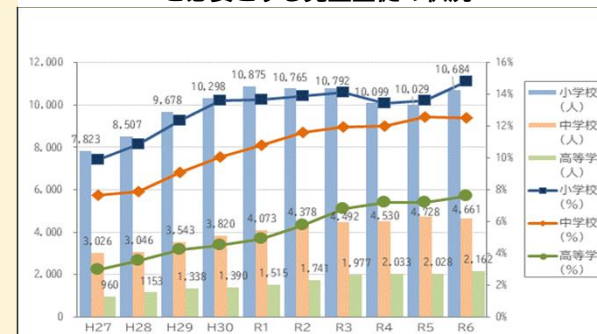
通級による指導
小学校105教室
中学校 34教室
高等学校 2校
2,458人

通常の学級
特別な支援を必要とする
児童生徒
小中学校10%台前半
高等学校7%程度

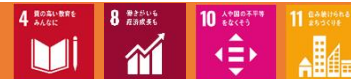
小中学校特別支援学級在籍者数の推移(障害種毎)



公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の状況



(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画 概要版(原案)



第4章 今後の方向性と具体の施策 ～3本柱と6つの観点～

共に学ぶ

柱1 夢と生きる力を育む

観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。
 - (1)各発達段階に共通した事項
 - ・個別的教育支援計画・個別の指導計画の活用
 - ・引継ぎによる切れ目ない指導・支援
 - (2)各校園における個に応じた指導・支援の充実
 - ・適切な合理的配慮の提供
 - ・ICTの効果的な活用
 - ・ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。
 - (1)早期からの小中高一貫したキャリア教育の実施
 - (2)卒業後の生活を見据えた職業教育の充実
 - ・働く意欲と基礎的な技能を高めるしがしごと検定
 - ・しがしごと応援団の活用

柱2 学びの基盤を支える

観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
 - 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。
 - (1)管理職のマネジメント力の強化と組織的対応
 - (2)特別支援学校・特別支援学級・通級による指導等の担当教員の専門性向上
 - (3)専門性向上に係る研修・研究の充実

観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。
 - (1)共に学ぶための仕組みづくり
 - ・副籍制度の推進
 - ・特別支援学校「分教室」の設置に関する研究
 - (2)各校における体制整備と環境整備
 - ・支援員・看護職員の配置
 - ・県立高等学校における通級による指導の充実
 - ・新設する県立特別支援学校の整備

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤ 適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
 - 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援の充実をめざす。
 - (1)適切な就学相談システムの推進
 - (2)早期からの適切な支援の提供と、適切な就学や進路選択
 - (3)総合教育センターの相談支援機能の強化

観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町が各々役割分担しながら、円滑な実施に向け、連携協力して取り組む。
 - 保健・医療、福祉、労働等の関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。
 - (1)県と市町との連携
 - (2)家庭や地域、関係機関、企業等との連携
 - (3)保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所との在学中からの連携
 - (4)卒業後の進路先・就労先等への支援の引継ぎ

第5章 計画の進行管理と評価指標

進行管理の実施

本計画の着実な推進を図るため、計画の柱・観点ごとに評価指標を設定し、毎年度の実績を確認することで、各施策の進行管理を行う。
 年度ごとの実績は、滋賀県特別支援教育支援委員会に報告し、医師・学識経験者や教育関係者等の見解を得ながら、評価を行う。評価にあたっては、実績の数値に着目するだけでなく、評価指標とともに示すあるべき姿も参考にして、総合的な観点から検討を行う。
 また、これらの評価は、次年度以降の施策や取組の改善に反映させるとともに、必要に応じて、計画の見直しにつなげていく。